

東郷町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 町民との約束（第2条―第5条）

第3章 議会の責務及び活動原則（第6条―第11条）

第4章 議員の責務及び活動原則（第12条―第14条）

第5章 議会と町長等との関係（第15条―第19条）

第6章 議会の機能強化（第20条―第24条）

第7章 議員の政治倫理（第25条）

第8章 議員の定数（第26条）

第9章 議員の報酬（第27条）

第10章 最高規範性及び条例の見直し（第28条・第29条）

附則

わたしたちのまち東郷町は、町民が主役となって「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現することを東郷町自治基本条例で高らかに宣言しました。町民から選挙により選ばれた議員は、同じく町民から選挙により選ばれた町長とともに、日本国憲法に基づき二元代表制のもと、東郷町の代表機関を構成しています。

議会は、複数の議員で構成された合議体として、町長その他の執行機関との役割の違いを踏まえ、町長との緊張感を保ちながら町政の論点と争点を明確にすべく、町民とともにある「開かれた議会」にするための改革に取り組んできました。このことにより、町民福祉の増進と地域の発展につながる最良の結論を導き出し、健康で幸せに暮らし続けられる「ふるさと東郷」の実現を町民とともに目指してきました。

国から地方への権限移譲が進み、自治体の枠を超えた広域的な連携が進む中で、町民の意思を反映した最良の結論を得るための議会の役割はますます重要になっています。このような認識のもと、議会は、改革の歩みを決して止めず、町民とともにありつづけることを決意し、議会のあるべき姿を明らかにするため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、東郷町議会（以下「議会」という。）と町民との約束、議会及び東郷町議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則並びに議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との関係を明らかにし、公正で民主的かつ町民に開かれた分かりやすい議会を実現し、もって持続的な町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2章 町民との約束

(活動内容の公開)

第2条 議会は、議会の活動に関し、情報公開を徹底し、説明責任を果たすものとする。

(町民からの意見)

第3条 議会は、町民からの声を聴く場を設けるため、議会報告会及び意見交換会を開催し、各種団体等との懇談等を行うものとする。

2 議会は、議案の審議等において、参考人の招致、公聴会の制度等を積極的に活用し、町民の意見を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

(知る権利の保障)

第4条 議会は、審議内容についての資料を公開するものとする。

2 議会は、可能な技術を使い、会議（本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の規定による常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに同法第100条第12項の規定による全員協議会をいう。以下同じ。）の様相を配信するよう努めるものとする。

3 議会は、審議過程を分かりやすく伝えるため、議会広報紙を発行するよう努めるものとする。

4 議会は、議案、請願等に対する全議員の賛否を明らかにしなければならない。

(請願及び陳情)

第5条 議会は、請願及び陳情を町民からの政策提言と受け止め、取り扱わなければならない。

2 議会は、請願及び陳情の提出者の意見陳述の場を設けるよう努めなければならない。

ない。

第3章 議会の責務及び活動原則

(議会の責務)

第6条 議会は、町民の信託に基づく代表機関としての役割を認識し、町の重要な政策を決定し、執行機関の事務の執行の監視又は評価を行わなければならない。

(公開の原則)

第7条 議会は、秘密会を除き、会議の経過及び結果を公開しなければならない。

2 議会は、秘密会を除き、会議を傍聴する権利を保障するよう努めなければならない。

3 議会は、前項の目的を達成するため、会議の日程をあらかじめ公表するよう努めなければならない。

(公正な議会の運営等)

第8条 議長は、公平公正な議会の運営を行うものとする。

2 議長に立候補した議員は、議長選挙の際、会議で全議員に自らの所信を述べなければならない。

(政策の立案及び提言)

第9条 議会は、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(議員間の討議)

第10条 議会は、政策及び議会内での活動に関し、議員間の自由な討議の場を設けるものとする。

(不断の改革)

第11条 議会は、議会の機能の強化及び円滑で効率的な議会運営のため、時流を捉えて絶えずその改革に努めなければならない。

第4章 議員の責務及び活動原則

(発言の責務)

第12条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、自身の考えを明らかにする発言に努めなければならない。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

(議員の活動原則)

第13条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 町民の代表として選ばれていることを自覚すること。
- (2) 議会での発言及び表決のために町民の声に耳を傾けること。
- (3) 議会での活動及び自身の考えについて情報発信すること。
- (4) 議会での発言及び表決に資するための自己研さんに努めること。
- (5) 一部の団体や地域の課題の解決にとどまらず、町民全体の福祉の増進のために活動すること。

(会派)

第14条 議員は、理念に基づき会派を結成することができる。

- 2 会派は、理念を明らかにしなければならない。
- 3 会派は、政策の立案、提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 会派に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 議会と町長等との関係

(議決すべき事件の拡大)

第15条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想（東郷町自治基本条例（平成25年東郷町条例第36号）第13条第3項の規定により定める総合計画のうち、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止とする。

(政策等の形成過程の説明要求)

第16条 議会は、町長等が議会に政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の形成過程の説明を求めるものとする。

(情報の共有)

第17条 議会は、政策等の審議過程で町長等から得た情報を町民共有の財産と考え、取り扱わなければならない。

(町長等との緊張関係)

第18条 議会は、町長等と緊張感のある関係の保持に努めなければならない。

(確認の機会)

第19条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、町長等に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を設けることができる。

第6章 議会の機能強化

(予算の確保)

第20条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議会図書室を設置し、時代に即した機能強化を図るよう努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の体制を整備するものとする。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するものとする。

(研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行うものとする。

2 議会は、議員の政策立案能力、資質等の向上のため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。

(政務活動費)

第24条 議員は、東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例（平成24年東郷町条例第1号）に規定する政務活動費について、議員の政策形成能力の向上及び議会の審議機能の強化のために活用することができる。

第7章 議員の政治倫理

(政治倫理)

第25条 議員は、東郷町議会議員政治倫理条例（平成27年東郷町条例第19号）に定めるところにより、町民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、人格及び倫理の向上に努めなければならない。

第8章 議員の定数

（議員の定数）

第26条 議員の定数は、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、行財政改革の視点だけでなく、多様な町民の意見を十分に町政に反映できるように定めなければならない。

2 議会は、議員定数を変更しようとするときは、その理由について説明責任を果たした上で提案しなければならない。

第9章 議員の報酬

（議員の報酬）

第27条 議員の報酬の額は、東郷町特別職報酬等審議会条例（昭和43年東郷町条例第17号）第1条に規定する東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の答申を尊重し、社会経済情勢並びに町政の課題及び将来展望を踏まえ、議員に求められる役割、責務等とともに町の財政状況等を十分に考慮したものとす。

2 議会は、議員の報酬の額を変更しようとするときは、その理由について説明責任を果たし、審議会に諮問した上で提案しなければならない。

第10章 最高規範性及び条例の見直し

（最高規範性）

第28条 この条例は、東郷町自治基本条例第8条に定められた「議会の責務」を果たすためのものであり、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨に反してはならない。

（条例の見直し）

第29条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、その結果に基づき適切な措置を講じなければならない。

2 議会は、議員の一般選挙を経た任期開始の日から4年を超えない期間ごとに、

この条例の目的の達成状況を検証し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。